

4 子育てを支援する生活環境の整備

【取組の趣旨】

子どもを安心して生み育てるには、安全でゆとりある環境の整備が重要です。

子育て家庭が快適に過ごしていけるよう子育て環境の向上を図るとともに、子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るために、住宅、道路、公園及び市街地の整備を進めます。

【取組の方向】

- (1)良好な居住環境の整備
- (2)安心して外出できる環境の整備

(1)良好な居住環境の整備

<現状と課題>

子育て世帯が子どもを生み育てることをためらう要因の一つに、住宅の居住水準の低さがあるとされており、子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう支援を行っていく必要があります。

また、子育て家庭に安全で快適な子育て環境を提供するため、子育てにやさしい道路や公園・市街地などの整備を推進する必要があります。

<具体的取組>

子育てに配慮したゆとりある住宅の整備

子育て世帯等に配慮した、ゆとりあるバリアフリー化した公営住宅の整備を推進します。また、多子世帯等への公営住宅優先入居を図ります。

民間事業者によるファミリー向け賃貸住宅（特定優良賃貸住宅）の円滑な供給ができるよう、市町村との連携を図ります。

良好な住宅市街地等の整備

土地区画整理事業等により、公共施設（道路、公園等）の整備と宅地の利用増進を図ることにより、市街地における良好な居住環境の整備を支援していきます。

ゆとりと豊かさを実感できる、安全で快適な子育て環境づくりのため、バリアフリー化した、緑豊かな道路や公園、市街地の整備を推進します。

目標設定指標			
	単位	基準値 (H20実績)	H26目標値
市街地のうち、道路公園等が整備され安全で住みやすい市街地面積の割合	%	23.6	24.2

(2)安心して外出できる環境の整備

<現状と課題>

子育て中の親や子ども、妊婦等が安心して外出できるように、「ひとにやさしいまちづくり条例」の県民への周知を図るとともに、公共性の高い施設のバリアフリー化等の整備を促進する必要があります。

併せて、子どもを交通事故の被害から守るため、歩道等の交通安全施設の整備を進める必要があります。

また、児童の誘拐など、子どもに関する犯罪を防ぐために、犯罪防止に配慮したまちづくりを推進することも重要です。

<具体的取組>

子育てにやさしいまちづくりの推進

広く県民に「ひとにやさしいまちづくり条例」の周知を図るとともに、公共的な施設の整備の際に、条例に定める整備基準に適合するよう必要な指導助言を行い、適合証を交付することにより、意識啓発に努めます。

市街地での安全で快適な移動を確保するため、バリアフリー化された施設の整備を促進するとともに、子ども連れの方に配慮した県有施設を整備します。

安全安心のまちづくりの推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、移動等の円滑化を推進するとともに、通学路において事故の危険性を軽減するため、歩道の整備等、安全・安心な歩行空間の創出を推進します。また、バスや鉄道駅等のバリアフリー化など、施設の利用や移動における利便性及び安全性の向上の促進を図ります。

市町村や関係機関等と連携して、子どもへの犯罪等の防止に配慮した構造、設備を有する公共施設等の整備・普及に努めます。

市町村等と連携して、通学路、公園などにおける危険箇所への防犯灯などの設置を促進します。また、侵入による各種犯罪を防止するため、関係機関・団体と連携し、防犯性能の高い建物部品や優良防犯機器について広報啓発活動を推進し、その普及促進に努めます。

目標設定指標	単位	基準値	H26目標値
		(H20実績)	
ひとにやさしいまちづくり条例適合施設数	箇所	1,057	1,657
通学路の歩道整備率	%	49.8	53.3